

令和6年度試行的事業の実施状況等について

1 R6 試行的事業の概要

以下のとおりR6.6.24から事業実施している。

対象児童	保育所等に通園していない0歳6か月～2歳の未就園児
実施施設	全45施設で実施（民間40施設、公立5施設） ※民間施設の内訳としては、認可保育所24施設、小規模保育事業3施設、家庭の保育事業1施設、川崎認定保育園4施設、地域保育園2施設、幼稚園2施設、認定こども園（幼稚園型）3施設、地域子育て支援センター1施設
利用方法と実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・定期利用、自由利用又は定期利用と自由利用の組合せなど、自治体や事業者において利用方法を選択して実施可能 ・一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、事業者の創意工夫により様々な形で実施可能 ※ ・こども1人当たり「月10時間」を限度に利用が可能 etc
運営基準	職員配置や面積基準等については、一般型については一時預かり事業（一般型）の基準を、余裕活用型については各実施施設の設備運営基準等を準用
事業者への補助単価等	<ul style="list-style-type: none"> ・こども1人1時間当たり850円 ・障害児を受け入れる場合、1人1時間当たり400円を加算 ・保護者負担は、こども1人1時間当たり300円程度が標準 ・賃借料補助は、1事業所当たり3,066千円 ※1施設のみ対象あり
予算額	141,350千円（R5補正）
補助割合	国：3/4 市町村：1/4

※実施方法については以下のとおり

一般型（在園児合同）	…施設の定員と関わりなく、在園児と合同で受入
一般型（専用室独立実施）	…施設の定員と関わりなく、在園児とは別室で受入
余裕活用型	…施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受入

2 R6 試行的事業の利用実績

(1) 区別の利用実績 ※実施施設の所在区別に利用実績を集計

			R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月
川崎区	7施設	黒計登録者数	36人	67人	80人	99人	116人
		実利用者数	9人	35人	38人	54人	67人
		利用時間総数	50時間	271時間	244時間	358時間	441時間
幸区	4施設	黒計登録者数	23人	64人	85人	110人	136人
		実利用者数	3人	36人	40人	55人	64人
		利用時間総数	22時間	188時間	234時間	352時間	447時間
中原区	8施設	黒計登録者数	23人	69人	78人	90人	105人
		実利用者数	0人	41人	40人	43人	49人
		利用時間総数	0時間	267時間	249時間	285時間	358時間
高津区	14施設	黒計登録者数	38人	83人	105人	128人	151人
		実利用者数	7人	50人	48人	69人	75人
		利用時間総数	22時間	240時間	245時間	372時間	429時間
富前区	6施設	黒計登録者数	14人	41人	65人	89人	119人
		実利用者数	2人	21人	32人	41人	50人
		利用時間総数	5時間	125時間	148時間	210時間	293時間
多摩区	3施設	黒計登録者数	38人	71人	80人	104人	122人
		実利用者数	13人	50人	49人	62人	81人
		利用時間総数	91時間	372時間	388時間	507時間	643時間
麻生区	3施設	黒計登録者数	3人	5人	5人	8人	10人
		実利用者数	1人	4人	1人	5人	7人
		利用時間総数	2時間	17時間	2時間	30時間	28時間
全市合計	45施設	黒計登録者数	175人	400人	498人	628人	759人
		実利用者数	35人	237人	248人	329人	393人
		利用時間総数	192時間	1,480時間	1,510時間	2,114時間	2,639時間

- ・ 全体的に、登録者数、実利用者数とも増加傾向を継続
- ・ 管区別のうち最も利用実績が低いのは麻生区
- ・ 最も施設数の多い高津区では、相対的に利用実績が伸び悩み

令和6年度試行的事業の実施状況等について

(2) 施設類型別の利用実績

			R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月
認可保育所 ※6.24～受入開始	24施設	累計登録者数	66人	149人	186人	218人	245人
		実利用者数	11人	90人	91人	106人	107人
		利用時間総数	26時間	532時間	474時間	601時間	656時間
公立保育所 ※7.16～受入開始	5施設	累計登録者数	56人	136人	172人	234人	302人
		実利用者数	0人	66人	79人	109人	147人
		利用時間総数	0時間	318時間	421時間	612時間	953時間
小規模保育事業	3施設	累計登録者数	6人	15人	19人	23人	29人
		実利用者数	2人	7人	8人	14人	19人
		利用時間総数	9時間	49時間	61時間	98時間	136時間
家庭的保育事業	1施設	累計登録者数	1人	1人	1人	3人	3人
		実利用者数	0人	1人	1人	2人	3人
		利用時間総数	0時間	8時間	8時間	19時間	21時間
川崎認定保育園	4施設	累計登録者数	14人	39人	49人	62人	80人
		実利用者数	7人	28人	27人	36人	46人
		利用時間総数	61時間	237時間	211時間	315時間	321時間
地域保育園	2施設	累計登録者数	18人	38人	48人	58人	67人
		実利用者数	13人	32人	39人	41人	50人
		利用時間総数	91時間	279時間	327時間	341時間	440時間
幼稚園	2施設	累計登録者数	4人	10人	11人	15人	16人
		実利用者数	0人	8人	2人	11人	11人
		利用時間総数	0時間	37時間	6時間	89時間	70時間
認定こども園(幼稚園型)	3施設	累計登録者数	10人	11人	11人	14人	14人
		実利用者数	2人	4人	1人	10人	8人
		利用時間総数	5時間	17時間	2時間	39時間	36時間
地域子育て支援センター	1施設	累計登録者数	0人	1人	1人	1人	3人
		実利用者数	0人	1人	0人	0人	2人
		利用時間総数	0時間	3時間	0時間	0時間	6時間
全市合計	45施設	累計登録者数	175人	400人	498人	628人	759人
		実利用者数	35人	237人	248人	329人	393人
		利用時間総数	192時間	1,480時間	1,510時間	2,114時間	2,639時間

施設類型別に見ると、利用実績が最も大きいのは公立保育所

(3) 実施方法別の利用実績

			R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月
一般型 (在園児合同)	16施設	累計登録者数	46人	112人	132人	164人	196人
		実利用者数	8人	76人	66人	96人	111人
		利用時間総数	63時間	546時間	456時間	718時間	770時間
一般型 (専用室独立実施)	11施設	累計登録者数	93人	193人	247人	324人	403人
		実利用者数	20人	117人	129人	166人	211人
		利用時間総数	108時間	668時間	766時間	996時間	1,395時間
余裕活用品	18施設	累計登録者数	36人	95人	119人	140人	160人
		実利用者数	7人	44人	53人	67人	71人
		利用時間総数	21時間	266時間	288時間	400時間	474時間
全市合計	45施設	累計登録者数	175人	400人	498人	628人	759人
		実利用者数	35人	237人	248人	329人	393人
		利用時間総数	192時間	1,480時間	1,510時間	2,114時間	2,639時間

実施方法別に見ると、最も施設数の多い余裕活用品が利用実績としては最も低調

(4) 歳児別の利用実績

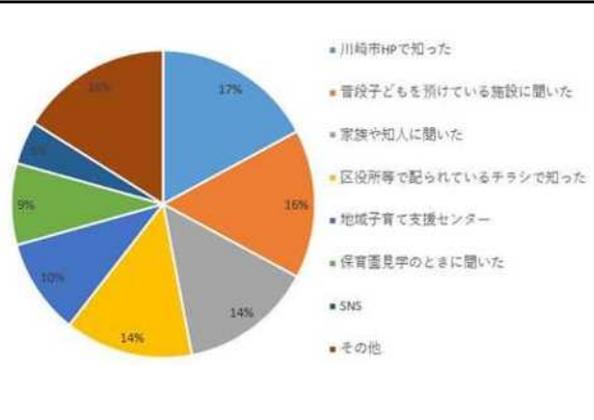
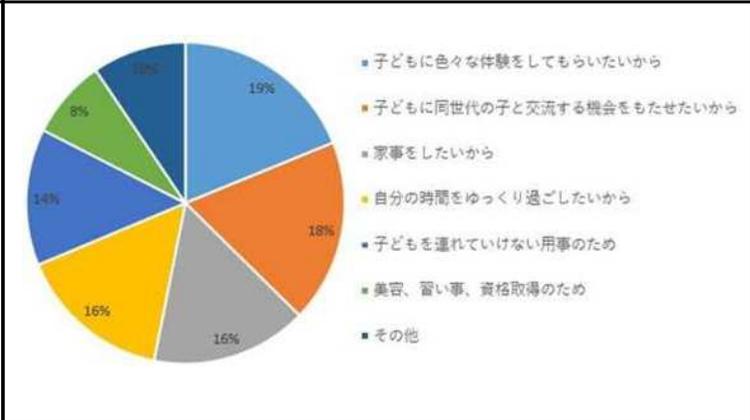
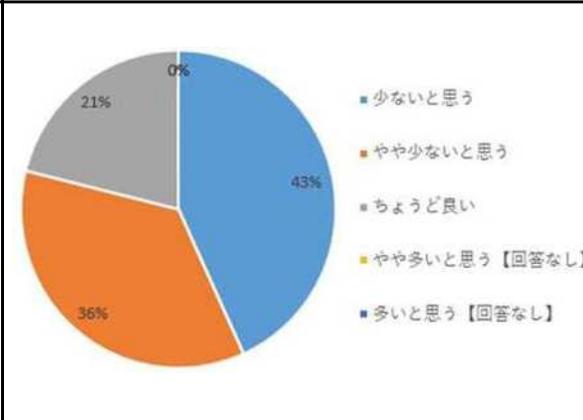
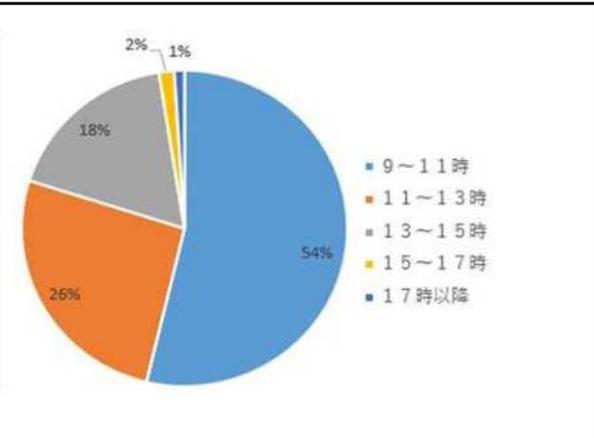
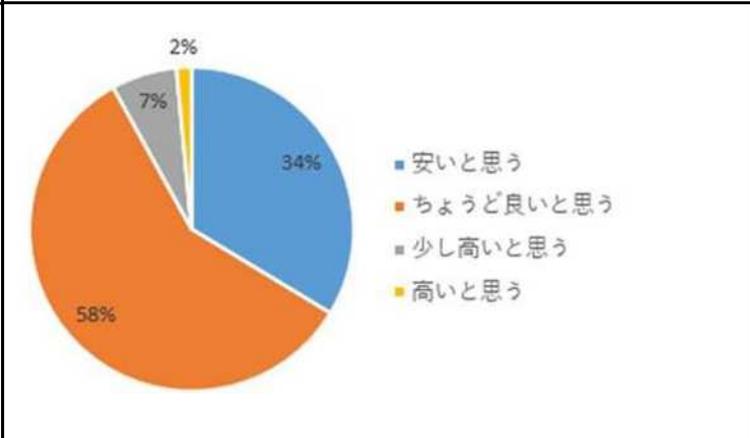
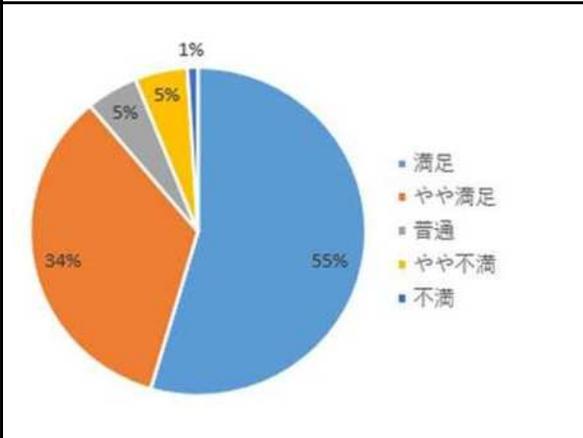
		R6.10月実績	全体に占める割合
0歳児 (6か月～)	累計登録者数	241人	32%
	実利用者数	117人	30%
	利用時間総数	735時間	28%
1歳児	累計登録者数	369人	49%
	実利用者数	191人	49%
	利用時間総数	1,313時間	50%
2歳児	累計登録者数	149人	19%
	実利用者数	85人	21%
	利用時間総数	591時間	22%
合計	累計登録者数	759人	100%
	実利用者数	393人	100%
	利用時間総数	2,639時間	100%

2歳児の受入が全体の約2割に留まる状況

令和6年度試行的事業の実施状況等について

3 R6 試行的事業における利用者アンケートの結果

令和6年11月13日（水）～12月19日（木）にWEB上で実施した利用者アンケート結果は以下のとおり（n=199／回収率約23%）

川崎市の制度をどこで知りましたか？	制度を利用している理由は何ですか？	利用上限時間（10時間／月）をどう思いますか？
 <ul style="list-style-type: none"> 川崎市HPで知った 盲校子ども預けている施設に聞いた 家族や知人に聞いた 区役所等で配られているチラシで知った 地域子育て支援センター 保育園見学のときに聞いた SNS その他 	 <ul style="list-style-type: none"> 子どもに色々な体験をしてもらいたいから 子どもに同世代の子と交流する機会をもたせたいから 家事をしたいから 自分の時間をゆっくり過ごしたいから 子どもを連れていけない用事のため 美容、習い事、資格取得のため その他 	 <ul style="list-style-type: none"> 少ないと思う やや少ないと思う ちょうど良い やや多いと思う【回答なし】 多いと思う【回答なし】
制度を最も利用したい時間帯はいつですか？	制度の基本料金（1人1時間300円程度）をどう思いますか？	制度の全体的な満足度をお聞かせください。
 <ul style="list-style-type: none"> 9～11時 11～13時 13～15時 15～17時 17時以降 	 <ul style="list-style-type: none"> 安いと思う ちょうど良いと思う 少し高いと思う 高いと思う 	 <ul style="list-style-type: none"> 満足 やや満足 普通 やや不満 不満

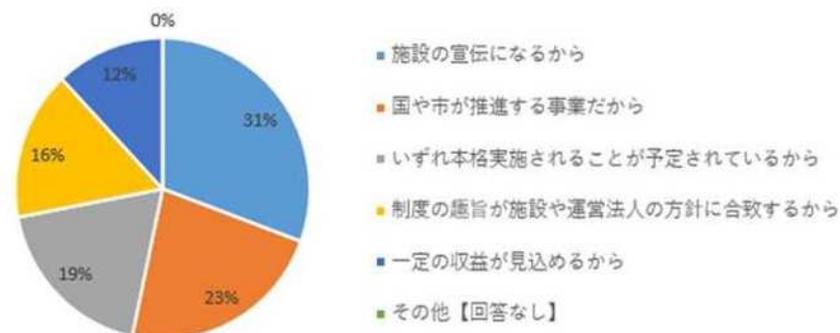
※実施施設を通じて本制度の利用登録者に対して回答を依頼

令和6年度試行的事業の実施状況等について

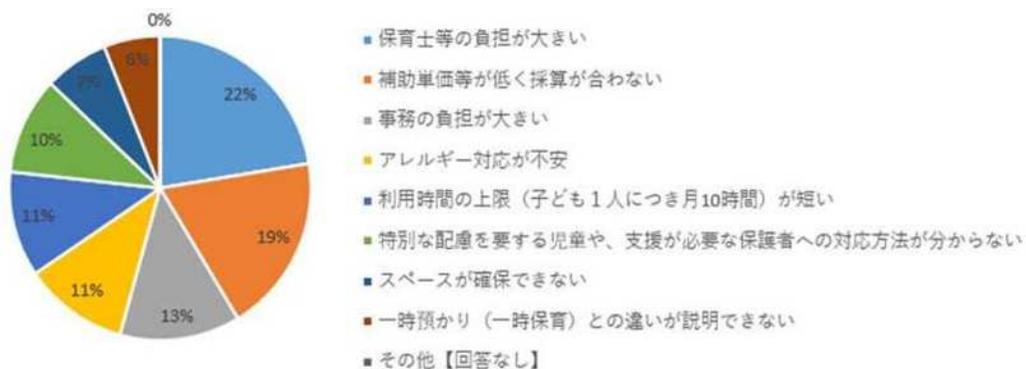
4 R6 試行的事業における実施施設アンケートの結果

令和6年11月13日（水）～11月29日（金）にWEB上で実施した実施施設アンケート結果は以下のとおり（n=37／回収率約93%）

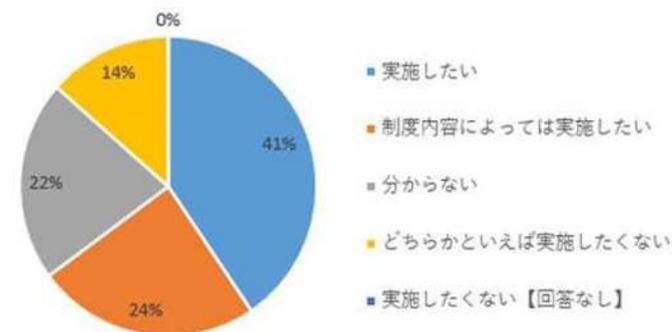
制度（試行的事業）を実施した理由は何ですか？



制度で課題と感じる点はどこですか？



令和7年度事業を実施する意向はありますか？



本格実施に向けて希望することは何ですか？



※アンケート対象としては民間施設のみ（公立保育所は除く）

令和6年度試行的事業の実施状況等について

5 R7からの制度化に向けて

- 令和8年度からの本格実施に先立ち、本制度は令和7年度には子ども・子育て支援法上の「地域子ども・子育て支援事業」の1事業に位置付けられることとなっている。
- 事業実施にあたっては、認可及び運営の基準を自治体毎に条例化する必要があるため、本市においても、4月からの事業実施に向けて令和6年度中に条例制定する必要がある。
- 1月14日に国の基準（内閣府令）が示されたため、これをもとにパブリックコメント手続を経て基準条例を策定する。

	R7制度内容（予定）	R6との比較
対象児童	保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児	変更なし
利用方法と実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 定期利用や自由利用など、自治体や事業者において利用方法を選択して実施 一般型や余裕活用型を、事業者の創意工夫により実施 こども1人につき「月10時間」まで利用が可能 	変更なし
運営基準【条例必要】	職員配置や面積基準等については、一般型については一時預かり事業（一般型）の基準を、余裕活用型については各実施施設の設備運営基準等を準用	変更なし
事業者への補助単価等	年齢ごとの補助単価を設定（0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円）	変更あり（単価増額）
補助割合	国：3／4 市町村：1／4	変更なし

※内閣府令で示されたのは上記のうち運営基準のみ（他は国のR7予算案や審議会等において公表されたもの）

6 今後のスケジュール

	国の動き	川崎市の動き
1月	認可基準等（内閣府令）の公布 認可基準等（内閣府令）の解釈通知等の発出 乳児等通園支援事業実施要綱（案）の策定 FAQ等の発出（1月以降随時）	条例（案）の作成 議会報告
2月	専用HPの作成・公表 総合支援システムの先行リリース	パプコメの実施 実施要綱（案）の作成 実施事業者の募集開始 総合支援システム利用契約
3月	アンケート結果等の取纏め・公表 事業実施の手引きの発出	条例（案）の議決 実施要綱の確定 実施事業者の決定・認可システム登録やID抽出し等 事業実施の手引きの周知 市民への周知・広報

7 R8からの本格実施について

- 令和8年度からは「乳児等のための支援給付」という新たな給付制度となり、全自治体で事業実施が義務化される。
- 事業実施にあたっては、令和7年度と同様、国の定める確認基準等（内閣府令）に基づく条例化が必要となる。

	R6	R7	R8
事業の位置付け	試行的事業	地域子ども・子育て支援事業	新たな給付制度
実施自治体	全国118自治体	未定（任意実施）	全自治体
利用時間	月10時間を上限	月10時間を上限	内閣府令で定める時間
補助単価	850円／時間	年齢毎に設定	未定
利用料金	300円程度／時間	未定	未定
利用管理方法	Excel等	総合支援システム	総合支援システム